

社会福祉法人再生会嘱託職員取扱規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人再生会（以下「再生会」という。）の経営する施設（以下「施設」という。）に勤務する嘱託職員の雇用、賃金及びその他の取扱いについて定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、嘱託職員の就業に関する事項は、労働基準法、その他の関係法及び個別の雇用契約に定めるところによる。

(定 義)

第2条 前条の嘱託職員とは、再生会を定年退職した者等で業務の都合により1年以内の期間を定めて雇用し、学園の職員と同一の業務に従事する者をいう。

第2章 人 事

(雇 用)

第3条 再生会は、嘱託職員として就職を希望する者の中から選考のうえ雇用するものとする。

2 雇用を決定したときは、嘱託職員雇用通知書（別記様式第1号）により通知する。

(提出書類)

第4条 嘱託職員として就職を希望する者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 履歴書（実筆）
- (2) 写真（提出日直前のもの）
- (3) 健康診断書（提出日前3か月以内のもの）
- (4) 住民票記載事項の証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 嘱託職員として雇用された者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 嘱託職員雇用契約書（別記様式第2号）
- (2) 嘱託職員雇用誓約書（別記様式第3号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(雇用期間)

第5条 嘱託職員の雇用期間は、1年を越えない範囲において定めるものとする。

2 前項の期間満了後特に必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(退職)

第6条 嘱託職員は次の次号の一に該当するときは、退職するものとする。

- (1) 退職を願い出て承認されたとき、または退職願提出後14日を経過する退職予定日に達したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 雇用期間が満了したとき。
- (4) 第8条の規定により解雇されたとき。

(退職手続)

第7条 嘱託職員は、雇用期間の途中で自己の都合により退職しようとする場合は、退職日の14日前までに退職願(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(解雇)

第8条 就業規則第17条を適用する。

(解雇制限)

第9条 嘱託職員は、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女子が休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第10条 嘱託職員を解雇しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、30日前に本人に予告するか、または予告に替えて平均賃金の30日分を支給する。

- (1) 職員の責に帰すべき事由で解雇する場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合
- (2) 天災地変等やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となり、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合

第3章 勤 務

(勤務時間)

第11条 嘱託職員の勤務時間は、休憩時間を除き原則として1日8時間、1週間40時間を越えない範囲で定める。

(始業、就業時刻及び休憩時間)

第12条 就業規則第25条第2項・第3項及び第26条を適用する。

(休日)

第13条 就業規則第27条を適用する。

(振替休日)

第14条 業務の運営やむを得ない事由が生じた場合は、前条で定めた休日を他の日に振り替えることができる。

(時間外労働、休日勤務、深夜労働等)

第15条 就業規則第29条を適用する。

(代 休)

第16条 休日に勤務し、振替休日を与えない場合は、本人の請求により業務に支障がない限り代休日を与えることができる。

2 代休日の給与は支給しない。(割増賃金は除く)

(宿直・日直)

第17条 園長は、嘱託職員に宿直又は日直を命ずることができる。

2 宿直、日直の内容は、該当日、宿直・日直の時間等に関する必要な事項については別に定める。

(出 張)

第18条 園長は、業務上必要とする場合は、嘱託職員に出張を命ずる。

2 出張により、施設外で勤務する場合で、勤務時間を算定しがたいときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

3 出張した者は、帰還後速やかにその要領を復命しなければならない。

4 出張旅費については、別に定める旅費規程による。

(年次有給休暇)

第19条 就業規則第35条を適用する。

(業務災害休暇)

第20条 嘱託職員が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合において、業務に起因したものであると認めるときは、1年を超えない範囲でその療養に必要な期間を業務災害休暇として与える。

2 前項の休暇は、有給とする。

(療養休暇)

第21条 嘱託職員が業務以外の事由により負傷し、又は疾病にかかったときは、引き続き90日間を超えない範囲内でその療養に最小限度必要と認める日、又は時間を療養休暇として与える。7日以上の療養休暇を申請する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 前項の休暇は有給とする。

(産前産後の休暇)

第22条 6週間(多胎妊娠の場合にあつては10週間)以内に出産予定の嘱託の女子は、請求により休暇を受けることができる。

2 産後8週間を経過しない嘱託の女子職員は勤務させない。ただし、産後6週間を経て当該勤務に差し支えない旨の診断書を提出したときは、この限りではない。

3 前2項の休暇は、有給とする。

(育児時間休暇)

第23条 就業規則第40条を適用する。

(特別有給休暇)

第24条 嘱託職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる期間の特別有給休暇を申請することができる。

(1) 感染症法(平成10年法律第114号)による交通しゃ断又は隔離…必要と認められる期間

(2) 風水震火災その他の非常災害による交通しゃ断…必要と認められる期間

(3) 風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失、又は破壊…1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間

(4) (1)から(2)までに掲げるもののほか、交通機関の事故等の不可抗力の事故…必要と認められる期間

(5) 就業規則第49条の規定による就業の禁止…必要と認められる期間

(6) 証人、鑑定人、参考人等として官公署への出頭…必要と認められる期間

(7) 選挙権その他公民としての権利の公使 必要と認められる期間

(8) 父母の祭日…習慣上最小限度必要と認められる期間

(9) 忌引 次の表に定める日数の範囲内で必要と認められる期間

| 死亡した者 | | 日数 |
|-------|----------------|-----|
| 配偶者 | | 10日 |
| 血族 | 1親等の直系尊属(父母) | 7日 |
| | 1親等の直系卑属(子) | 5日 |
| | 2親等の直系尊属(祖父母) | 3日 |
| | 2親等の直系卑属(孫) | 1日 |
| | 2親等の傍系者(兄弟姉妹) | 3日 |
| | 3親等の傍系尊属(伯叔父母) | 1日 |
| 姻族 | 1親等の直系尊属 | 3日 |
| | 1親等の直系卑属 | 1日 |
| | 2親等の直系尊属 | 1日 |
| | 2親等の傍系者 | 1日 |
| | 3親等の傍系尊属 | 1日 |

備考

1. 生計を一にする姻族は、血族に準ずる。
2. 葬祭のため遠隔の地におもむく必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

(10) 職員の結婚 7日

- 2 前項第8号から第10号までに掲げる日数は、その期間中の休日を含むものとする。

(休暇の申請)

第25条 第19条から前条までに規定する休暇を請求、又は申請しようとする嘱託職員は、所定の手続により事前に申し出なければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に申し出ができないときは、事後速やかに申し出なければならない。

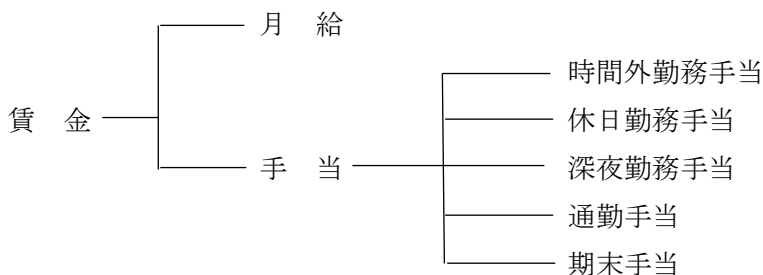
第4章 賃 金

(賃金の原則)

第26条 嘱託職員の賃金は、職務の内容、技能、能力、経験等を勘案して各人ごとに定める。

(賃金の構成)

第27条 嘱託職員の賃金は、月給と手当をもって構成し、次のとおりとする。



(賃金の計算期間、支給日)

第28条 職員給与規程第5条を適用する。

(欠勤控除)

第29条 遅刻、早退、私用外出等により所定の勤務時間を勤務しなかった場合には、勤務しなかった時間に相当する金額を月給から控除する。

(法令控除)

第30条 賃金の支払いに際しては、所得税、社会保険料等法令に定められた金額を控除する。

(時間外及び休日勤務手当)

第31条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた嘱託職員及び休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた嘱託職員には、当該勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの支給額の100分の125(その勤務が休日勤務の場合は100分の135、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150)を時間外勤務手当及び休日勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第32条 職員給与規程第14条を適用する。

(勤務1時間当たりの支給額の算出)

第33条 第30条に規定する勤務1時間当たりの支給額は、月給に12を乗じ、その額を1週間の労働時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(時間の計算)

第34条 第30条の時間の計算は、月の初日から末日までの勤務時間の合計に30分未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、30分以上は1時間とする。

(通勤手当)

第35条 職員給与規程第22条を適用する。

(期末手当)

第36条 期末手当は6月1日、12月1日にそれぞれ在職し、次の各号に該当する嘱託職員に対して、原則として同日支給する。

(1) 雇用された日から引き続き3月を経過していること。

(2) 基準日前3月の平均勤務日数が20日以上あること。

2 期末手当の支給率は、給与規程第16条第2項(1)、(2)に規定する率の2分の1とする。

3 期末手当の支給額は、支給日以前3月に受けた月給総額と3分の1に、前項に規定する率を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第37条 勤勉手当は6月1日、12月1日にそれぞれ在職する嘱託職員に対して、次の各号の在職期間における勤務成績に応じて支給する。

(1) 6月1日 同日以前6ヶ月以内の期間

(2) 12月1日 同日以前6ヶ月以内の期間

2 勤勉手当の支給率は、給与規程第17条第2項(1)、(2)に規定する率の2分の1とする。

3 勤勉手当の支給額は、支給日以前3月に受けた月給総額と3分の1に、前項に規定する率を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第38条 嘱託職員が退職する際には、退職手当は支給しない。

(旅 費)

第39条 旅費の支給に関する事項については、旅費規程を適用する。

第5章 諸 則

(諸 則)

第40条 服務規律、安全及び衛生、災害補償、表彰及び制裁、損害賠償については、再生会就業規則の規定を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 1 この規則は、令和2年2月27日に制定し、令和2年1月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和6年2月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

社会福祉法人
理事長

印

嘱託職員雇用通知書

あなたを社会福祉法人再生会の経営する（施設名）の嘱託職員として下記のとおり雇用することが決定しましたので通知します。

記

- 雇用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 就業内容
- その他

嘱託職員雇用契約書

社会福祉法人再生会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、次のとおり嘱託職員雇用契約を締結し、互いに誠実にこれを履行する。

- 1 雇用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 就業場所 社会福祉法人再生会 児童養護施設さくら学園
- 3 職 種
- 4 賃 金 基本賃金 月額 円
〇〇手当 円
- 5 そ の 他

本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮崎県宮崎市高岡町五町2571番地9

社会福祉法人再生会

理事長

印

乙 現住所_____

氏 名_____ 印

嘱託職員雇用誓約書

私は、社会福祉法人再生会_____（施設名）_____の嘱託職員として、令和 年 月 日から勤務するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 就業規則その他服務規程に関する諸事項を守り、上司の指示・命令に従い規律の厳守に努め、誠実に勤務いたします。
- 2 業務上その他学園に関する一切の守秘義務事項は、在職中及び退職後も他に漏えいいたしません。
- 3 職場秩序を乱すような政治活動、思想運動及び特定団体に関する活動は行いません。
- 4 故意又は重大な過失により学園に損害を与えた場合には、その損害について賠償の責を負います。
- 5 業務の都合により、勤務内容や勤務場所等の変更があっても異議申し致しません。

社会福祉法人再生会 理事長 殿

令和 年 月 日

現住所 _____

氏名 _____ 印